

佐賀県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月二十日から平成二十四年一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 八幡岳公園 線	伊万里市大川町東田代字筒江 二〇一番二地先から	伊万里市大川町東田代字筒江 一五三番一地先まで
	伊万里市大川町東田代字筒江 二〇一番二地先から 伊万里市大川町東田代字高見 一五三番一地先まで	伊万里市大川町東田代字筒江 二〇一番二地先から 伊万里市大川町東田代字高見 一五三番一地先まで
	前	後
	七〇・八 六・八	七〇・八 六・八
	三三〇・〇	三三〇・〇
	幅員 メートル	延長 メートル